

## 第2節 規制的手法の活用

### 1 地球温暖化対策・自然エネルギー導入に対する支援・助成

本県では、産学民官が連携・協働し、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組むため、「徳島県地球温暖化対策計画」を平成23年8月に策定し、この中で温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減するという高い目標を掲げ、「新しいライフスタイルへの転換」と「自然エネルギーの導入促進」に向けた施策を展開しています。

このような状況のもと、温室効果ガスの削減に資する取組や施設の導入など、地球温暖化対策に積極的に取り組む中小企業者に対し、その取組を更に加速させるため、金融機関を通じて低利の融資を行う「地球温暖化対策資金貸付金」を平成19年10月に創設し、平成24年4月からは「自然エネルギー立県とくしま推進資金」として拡充・強化しました。

また、平成24年4月には、自然エネルギー発電施設の整備を補助する「自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金」を創設するとともに、平成24年7月には、「緊急節電対策支援」の一環として、中小企業者や医療法人、社会福祉法人を対象に、コージェネレーションや燃料電池、蓄電池等の設備整備に対して補助する「緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業」の補助金公募を開始しました。

#### (1) 自然エネルギー立県とくしま推進資金の融資条件等（平成25年10月末現在）

##### ① 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引続き同一事業を営んでいる中小企業者

##### ② 融資対象設備等

- (1) 自然エネルギー等設備
- (2) LED設備
- (3) リチウムイオン蓄電設備
- (4) 電気自動車等低公害車
- (5) 電動バイク及び電動アシスト自転車
- (6) 自家発電が可能な省エネ設備等
- (7) 高い省エネ性能を持つ冷凍・空調設備
- (8) エネルギー管理システム
- (9) 電気自動車充電設備
- (10) 省エネ設備

##### ③ 融資限度額、償還期間及び融資利率

| 融資対象                         | 融資限度額 | 償還期間           | 融資利率   |
|------------------------------|-------|----------------|--------|
| ②の融資対象設備等のうち(4)(5)           | 1億円   | 5年以内（内1年以内据置）  | 1.6%以内 |
| ②の融資対象設備等のうち(1)～(3)、(6)～(10) |       | 10年以内（内1年以内据置） | 1.7%以内 |
| メガソーラー特別枠                    | 2億円   | 15年以内（内1年以内据置） | 1.9%以内 |

※融資利率について

- ・(4)～(7)について、環境マネジメントシステム取得者及び徳島県認定3Rモデル事業所以外の事業者は、表示利率に0.2%が上乗せされる。
- ・信用保証協会の保証（保証料率：0.62%以内）を付けない場合は、表示利率に0.3%が上乗せされる。

#### (2) 自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金

##### ① 補助対象者

徳島県内で自然エネルギー発電施設を整備する民間事業者

##### ② 補助対象施設

太陽光発電施設 1,000キロワット以上  
 風力発電施設 1,000キロワット以上  
 小水力発電施設 200キロワット以上  
 ※ 過疎地域は施設要件を1/2に緩和

③ 補助対象経費

施設を整備するために必要な整備費、工事費、諸経費  
(設計費、用地取得費、系統連系に要する経費を除く。)

④ 補助金の額及び限度額

対象経費の5%(上限は1事業者1億円)

## 2 環境保全施設の整備等に対する助成

公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、各種の公害関係法令によって規制措置がとられていますが、これらの規制に対応するために必要な公害防止施設等の設置には多額の資金を要します。

このため、本県においては、昭和43年4月に徳島県公害防除施設整備資金貸付制度を設け、中小企業者が自ら行う公害防除施設、産業廃棄物処理施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害防止対策を促進し、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ってきました。

平成11年度からは、環境保全施設整備等資金貸付制度に名称を改め、フロン対策や環境アセスメントの実施などの環境保全事業に必要な資金も融資対象とし、貸付枠も3,000万円から5,000万円に拡大することにより、さらなる生活環境の保全を図っています。

さらに、平成18年度からは、吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金についても融資対象としています。制度発足以来の融資状況は、平成24年度末で651件、59億6,355万円です。

### (1) 融資条件等(平成25年10月末現在)

① 融資対象者

県内に工場等を有し、原則として1年以上引続き同一事業を営んでいる中小企業者

② 融資対象資金

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭を防止するための施設の設置又は改善に必要な資金
- (2) 廃棄物の処理施設の設置又は改善に必要な資金
- (3) 土壌汚染対策のための施設の設置又は改善、汚染土壌の処理及び汚染水の処理に必要な資金
- (4) 公害防止施設の設置等によっては公害を防止し難い工場等が、公害防止のためにその工場等を移転する場合の移転に必要な資金のうち知事が必要と認める資金
- (5) 公害防止用分析測定機器類の設置等に必要な資金
- (6) 環境保全事業に必要な資金であって、次に掲げるもの
  - ア 特定フロン等の回収装置の設置又は購入
  - イ 環境アセスメントの実施
- (7) 吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金であって、次に掲げるもの
  - ア 中小企業者の所有する工場等に使用されている吹付けアスベストの除去等の工事に必要な資金
  - イ 建設業者又は解体工事業業者が、吹付けアスベストの除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金

③ 融 資 限 度

1事業所につき5,000万円以内

④ 償 還 期 間

7年以内(内1年以内据置)

⑤ 融 資 利 率

年2.35%以内。ただし、信用保証付の場合は年2.30%以内(別に保証料0.62%以内が必要)

## 3 今後の取り組みの方向性

自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度及び環境保全施設整備等資金貸付制度は、地球温暖化対策の更なる推進や公害の防止など、良好な生活環境の保全に必要な施設等の整備に重要な役割を果たしてきていること、さらにこれからの環境問題に対処していくには、県民、事業者等の自主的な環境保全への取り組みが必要不可欠であることなどから、環境保全の経済的手法として、今後より一層、制度融資の活用を推進していきます。

また、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」における「メガソーラーなどの誘致」プロジェクトを戦略的に展開するため、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金の適正な執行を図っていきます。